

熊本市旅館業法施行条例及び熊本市ラブホテル建築規制に関する条例の
一部改正について

熊本市旅館業法施行条例及び熊本市ラブホテル建築規制に関する条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市旅館業法施行条例及び熊本市ラブホテル建築規制に関する条例の一部を
改正する条例

(熊本市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 熊本市旅館業法施行条例(平成12年条例第30号)の一部を次のように改
正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 玄関帳場又はフロント 旅館業の施設の玄関に付設された会計帳簿等を記
載する等のための設備をいう。

第2条中第6号及び第7号を削り、第5号を第9号とし、同号の次に次の1号を
加える。

(10) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。

第2条中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号を第6号とし、同号
の前に次の4号を加える。

(2) ロビー 玄関帳場又はフロントに付属する場所で、待ち合わせ又は談話が
できるよう椅子、テーブル等を有する室又は場所をいう。

(3) 客室 睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所(客室に付属する浴室、便所、
洗面所、板間、踏み込み等を含み、床の間、押し入れ、共通の廊下及びこれに
類する場所を除く。)をいう。

- (4) 入浴施設 浴槽又はシャワーを有する施設で、施設の利用者を入浴させるために設置されるもの（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）のみを利用するもののうち利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの若しくは浴槽を有しないもの又はその他衛生上危害を生じるおそれがないものとして規則で定めるものを除く。）をいう。
- (5) 循環式浴槽 浴槽水として利用された湯水が、ろ過器を使用して循環させる設備により注入される浴槽をいう。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1項中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「玄関帳場」を「玄関帳場又はフロント」に改め、「、ついで、カーテンその他これに類するものを備え付けること等により」を削り、「の状況の把握又は宿泊者との面接ができないものとしなす」を「を容易に見ることができ、かつ、宿泊者と従業員が直接面接できる構造である」に改め、同号を第1号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (2) ロビーを設ける場合は、当該旅館又はホテルの収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有し、かつ、清掃が容易に行える構造であること。
- (3) 客室は、次のとおりであること。
- ア 当該客室の収容定員に応じて十分な広さを有し、かつ、清掃が容易に行える構造であること。
- イ 客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、地階に設けてはならないこと。
- ウ 窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。
- エ 押し入れ、クローゼット又はこれらに代えることができる設備を有すること。
- オ 他の客室を通行しないで出入りできる構造であること。

第7条第1項第4号及び第5号を削り、同項第6号ア及びイを削り、同号ウ中「浴槽は、耐水性材料で造られているとともに、洗い水等の流入を防止するため、上縁が洗い場の床面からおおむね5センチメートル以上の適当な高さを有することと

し」を「浴槽、洗い場の床及びサウナ室は、清掃が容易に行える構造であり、浴槽には」に改め、同号ウを同号アとし、同号工中「有する」を「設ける」に改め、同号工を同号イとし、同号オ中「採光及び」を「換気及び採光又は」に、「有する」を「設ける」に改め、同号オを同号ウとし、同号カを同号エとし、同号キ中「貯湯槽」を「原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」に改め、同号キを同号オとし、同号ク中「気泡発生装置等」を「気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させるための設備（以下「気泡発生装置等」という。）」に改め、同号クを同号カとし、同号ケ(ア)中「循環配管」の次に「(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。)」を加え、同号ケ(イ)中「循環水」を「循環配管により循環している湯水（以下「循環水」という。）」に改め、同号ケ(カ)を次のように改める。

(カ) 浴槽からあふれた湯水を回収するために設置する回収槽(以下「回収槽」という。)内の湯水を入浴のために使用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。

第7条第1項第6号ケを同号キとし、同号コ(ア)中「男女を区別し」を「宿泊者の入浴に支障のない措置を講じた場合を除き、男性用及び女性用にそれぞれ区分し」に改め、同号コを同号クとし、同号サ(ア)中「男女を区別し、その床面、内壁及び天井は、耐熱性の材質を用いた構造とする」を「宿泊者の入浴に支障のない措置を講じた場合を除き、男性用及び女性用にそれぞれ区分して設ける」に改め、同号サ中(イ)を削り、(ウ)を(イ)とし、(エ)を(ウ)とし、(オ)を(エ)とし、同号サに次のように加え、同号サを同号ケとする。

(オ) サウナの利用に関する入浴上の注意に係る表示をよく見える場所に掲示すること。

第7条第1項第6号を同項第4号とし、同項第7号を削り、同項第8号中アを削り、同号イを同号アとし、同号ウ中「には、給水栓の数は、収容定員5人について1個以上とする」を「は、その洗面設備の給水栓は、適当な数を有する」に改め、同号ウを同号イとし、同号に次のように加える。

ウ 共同の洗面所に共同洗面設備（2給水栓以上を隣接して設け、一つの受水

槽を共有するものをいう。)を設ける場合は、給水栓の間が適当な間隔を有していること。

第7条第1項第8号を同項第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 便所は、次のとおりであること。

ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設け、適当な数を有すること。この場合において、共同の便所を設けるときは、男性用及び女性用にそれぞれ区分し、適当な数を備え付けること。

イ 便所を付設していない客室を有する階には、適当な数の共同の便所を設けること。この場合において、当該便所は、調理室及び配膳室から適当な距離を有していること。

ウ 防虫、防臭及び臭気抜き設備を設けること。

エ 流水式手洗設備を設けること。

(7) 食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室を設ける場合は、宿泊者等への食事の提供に支障が生じない適当な広さを有すること。

(8) 施設は、適当な採光及び照明の設備を有し、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすものとする。

第7条第1項第10号を削り、同項第9号中「収容定員の数以上」を「宿泊者の定員に応じて十分な数」に改め、同号を同項第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 施設は、外気に面して開放することのできる換気孔を設けるなど自然換気設備により衛生的な空気環境を十分に確保し、又は内部の汚染空気の排除並びに温度及び湿度の調整を行うため適当な機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給(排出を含む。))をすることができる設備をいう。)若しくは空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。))をすることができる設備をいう。)を有すること。

第7条第1項第11号中「トイレ、浴室、洗面所」を「入浴施設、洗面所、便所」に改め、同項第12号中「風俗関連営業」を「店舗型風俗特殊営業」に改め、同号イを次のように改める。

イ 人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具その他これに類するものを備え付けないこと。

第7条第1項第12号中ウを削り、同号エを同号ウとし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第1号中「第1項第6号から第11号まで及び前項第2号から第4号（同項第2号ウを除く。）まで」を「前項第3号から第12号まで」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 階層式寝台を設ける場合は、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。
- (3) 階層式寝台（上段）の外側の縁には、宿泊者が寝台から落ちないように手すりを設けるなど適切な措置を講ずること。
- (4) カプセル型の寝台は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 良好な空気環境を保つことができる構造であること。
 - イ 適当な照明設備を有すること。
 - ウ 就寝に支障が生じない適当な広さを有すること。
 - エ 前2号の基準を満たす構造であること。

第7条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「の基準は、次のとおりとする」を「は、第1項第3号から第11号までに規定する基準に適合していること」に改め、同項各号を削り、同項を同条第3項とする。

第7条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

（衛生措置の基準）

第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 換気孔その他の開口部は努めて開放し、常に新鮮な外気の供給を行うこと。
- (2) 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすものとする。
- (3) 寝具類は、次のとおりとすること。
 - ア 布団及び枕には、清潔な敷布、布団カバー及び枕カバーを用いること。
 - イ 敷布、布団カバー、枕カバー及び寝衣は、宿泊者ごとに洗濯すること。
 - ウ イに定めるもののほか、寝具類は、適切に洗濯、管理等を行うこと。
- (4) 入浴施設の管理は、次のとおりとすること。ただし、利用者ごとに浴槽を

完全に換水し、その都度清掃する場合にあっては、クからコまで及びチに掲げる基準は、適用しない。

ア 更衣室、洗い場及び屋外の浴槽に付帯する通路等は、毎日清掃し、1月に1回以上消毒を行うこと。

イ くし、タオル又はヘアブラシを備える場合は、新しいもの又は使用者ごとに消毒したものとすること。

ウ かみそりを備える場合は、新しいもののみとし、使用済みのかみそりを廃棄するための容器を備えること。

エ 浴槽水は、適温を保つこと。

オ 貯湯槽を設置している場合にあつては、貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

カ 貯湯槽を設置している場合にあつては、定期的に貯湯槽と浴槽を結ぶ配管の生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

キ 洗い場の湯栓やシャワーへ送る湯水の温度の調整に使用する設備を設置している場合にあつては、当該設備を定期的に清掃すること。

ク 浴槽は、原湯又は十分にろ過した湯水により常に満杯状態に保ち、かつ、これらの湯水を供給することによりあふれさせ、浴槽水を清浄に保つこと。

ケ 浴槽は、毎日完全に換水し、清掃すること。ただし、循環式浴槽で毎日完全に換水しないものは、1週間に1回以上完全に換水し、清掃すること。

コ 浴槽水の消毒に当たっては、規則で定める場合を除き、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果は、測定の日から3年間保管すること。

サ 消毒装置を設置している場合にあつては、維持管理を適切に行うこと。

シ 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水（利用者ごとに完全に換水し、その都度清掃している浴槽内の浴槽水を

除く。スにおいて同じ。)は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

ス 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水は、シの規則で定める基準に適合しているかどうかについて次に掲げるところにより水質検査を行い、その検査の結果は、検査の日から3年間保管すること。

(ア) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに毎日完全に換水している浴槽内の浴槽水にあっては、1年に1回以上

(イ) 毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水にあっては、1年に2回以上
(塩素系薬剤以外のもので消毒される浴槽水にあっては、1年に4回以上)

セ スの規定による水質検査の結果がシの規則で定める基準に適合していないことが判明したときは、入浴施設の使用を中止する等利用者の安全の確保に努めること。この場合において、当該結果のうち規則で定める事項についてシの規則で定める基準に適合していないことが判明したときは、市長に報告すること。

ソ スに規定する水質検査の結果を利用者の見やすい場所に掲示すること。

タ 入浴施設の構造並びに浴槽の換水及び浴槽水の消毒の実施状況その他の衛生管理に関する事項について、施設内において利用者の見やすい場所に掲示するとともに、利用者から説明を求められたときには、自主管理手引書、点検表等を用いながら説明することに努めること。

チ 浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすることその他の公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように注意を喚起すること。

ツ 循環式浴槽を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 集毛器は、毎日清掃すること。

(イ) ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出すること。

(ウ) ろ過器及び循環配管は、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

(エ) 塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入又は投入をすること。

(オ) 回収槽内の湯水は、入浴のために使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の湯水を消毒すること。

(カ) 気泡発生装置等を設置している浴槽は、毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水を使用しないこと。

(キ) 打たせ湯及びシャワーで使用する湯水は、浴槽水として利用された湯水以外の温水若しくは水又は原湯の原料に用いる水のみを使用すること。

(ク) 循環水の誤飲を防ぐための措置

テ オからツまでに掲げる基準に基づく衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成するとともに、日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(5) 洗面所は、飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

(6) 便所は、1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔に保つとともに、手洗設備は、消毒液又は石けんを備えるなど手洗いに常に支障がないようにすること。

(7) 常に営業施設の内外の清掃を行うとともに、ねずみ、衛生害虫等の発生防止及び駆除に努めること。

(8) 宿泊者が感染症にかかっていることが明らかになったとき又はその疑いがあるときは、その宿泊者が利用した客室、寝具及び器具類を消毒すること。

(9) 従業者が感染症にかかったとき又はその疑いがあるときは、業務に従事させないこと。

(宿泊を拒むことができる事由)

第7条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は著しく異常な言動をしており、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。

(2) 宿泊しようとする者が身体又は衣服が著しく不潔であるため他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。

(熊本市ラブホテル建築規制に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市ラブホテル建築規制に関する条例（平成元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「から第4項までに規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿泊所営業」を「の旅館・ホテル営業又は同条第3項の簡易宿所営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）の施行等に伴い、旅館・ホテル営業等の基準に係る規定の整備等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。